

○和歌山県屋外広告物条例施行規則第7条第3項第3号に規定する知事が指定する者の指定

令和3年10月1日告示第995号

和歌山県屋外広告物条例施行規則（昭和59年和歌山県規則第85号）第7条第3項第3号に規定する知事が指定する者を次のように指定する。

一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益社団法人日本サイン協会が行う屋外広告物点検技能講習を修了した者